

分野別情報**第58回添加物専門調査会議事概要****■第58回添加物専門調査会■**

日時:平成20年5月26日(月) 14:00~16:56

場所:食品安全委員会 中会議室

議事概要:

1) 2, 3-ジメチルピラジン

2) 2, 5-ジメチルピラジン

3) 2, 6-ジメチルピラジン

・事務局から説明。

・審議の結果、本物質は、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。

4) ソルビン酸カルシウム

・事務局から説明。

・審議を行ったが、時間の都合上、継続審議となった。

5) その他

・「亜塩素酸水」に対する国民からの意見・情報の募集の結果、遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が亜塩素酸水に混入する可能性が指摘された。添加物専門調査会は、要請者から提出された資料等を用いて亜塩素酸水の評価を行うことは可能であると判断し、現時点での評価結果をとりまとめることにした。一方、臭素酸の混入の問題は、厚生労働省に対し、(1)実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討すること、(2)臭素酸のリスク管理手法については、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告することを求めることとなった。今後、その旨を評価結果に追記した上で食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

1)~3) 生落花生、緑茶等に天然に存在するほか、加熱調理、焙煎により生成する成分です。欧米では清涼飲料等の様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

4) 食品の保存料として、欧米諸国等で広く使用が認められています。

5) 殺菌料として申請されています。類縁物質として、わが国では亜塩素酸ナトリウムの、米国では酸性化亜塩素酸塩(ナトリウム)水溶液の使用が認められています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)